平成２８年（フ）第７６号
茨城県鹿嶋市大字沼尾939番地１
債務者　君和田智恵子
１　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第８２号
茨城県鹿嶋市大字粟生3042番地46
債務者　田代　英樹
１　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第６３８号
埼玉県入間市小谷田３丁目６番49号、前住所
埼玉県富士見市羽沢１丁目９番14号
債務者　千田　　久
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６５５号
埼玉県所沢市大字下安松760番地の１　メゾンボヌールＣ―202
債務者　関根　由美
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９９号
長野県上田市古里164番地２
債務者　河野　和則
１　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２２３号
長野県松本市高宮中14番17号
債務者　田上喜恵子（旧姓中川・池田）
１　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１７０号
岐阜市大蔵台21番21号
債務者　若山　美鈴
１　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８１号
岐阜県加茂郡坂祝町黒岩379番地１　一麦社アパートメント215
債務者　大伴　雅樹
１　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１８１４号
名古屋市中村区京田町１丁目22番地　エクレール京田Ａ―103号
債務者　古橋　幸彦
１　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８８０号
名古屋市中村区太閤３丁目７番57号　ビジネスホテル西402号
債務者　前原　弘之
１　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９２２号
名古屋市北区柳原１丁目30番６号
債務者　森　江里子
１　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２５号
三重県津市藤方953番地１　クイーンズコートＣ棟101
債務者　波田野優太
１　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２９号
三重県鈴鹿市住吉５丁目11番45号　楽亭アパートＡ―２
債務者　井上　智雄
１　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２号
滋賀県長浜市鍛冶屋町694番地
債務者　岡村　健二
１　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
兵庫県伊丹市中野北４丁目４番５―305号
債務者　徳永菊代こと　徳永　菊代（旧姓三吉）
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
兵庫県宝塚市川面６丁目５番25―105号
債務者　岩見　和洋
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係